

「徳島で働かんで」事業委託仕様書

1 業務名

「徳島で働かんで」事業

2 業務目的

本県では、労働力人口の流出・減少や採用コストの上昇により、企業の採用活動が困難な状況にあり、徳島を就業地とした正規雇用の促進はもとより、若者や子育て・介護中の方などの潜在労働力層及び豊富な経験を活かしたいシニア層などのさらなる活用が重要である。

このため、本業務では県の管理運営する就職支援情報サイト等の既存リソース（ジョブナビとくしま・徳島マッチボックス・シルバー人材センター）について、効果的なオンライン広報を展開し、ターゲット層への認知度向上と利活用促進を図ることで、県内企業の人材確保を支援することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年2月28日まで

4 委託料

4,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

5 業務内容

本業務は次のとおりとする。

(1) 広報戦略の提案・策定

3つの広報対象ごとに最適な広報戦略を策定すること。

広報対象 就職支援情報サイト 「ジョブナビとくしま」	ターゲット ・県内外の求職者・学生 (特にUIJターン層)
広報対象 スポットワークシステム 「徳島マッチボックス」	ターゲット ・潜在労働力層 (学生、子育て・介護中の方等)
広報対象 「シルバー人材センター」	ターゲット ・60歳以上の潜在労働力層 ・60歳以上のダブルワーク希望者

● **戦略策定における必須項目：**

- ターゲット分析とペルソナ設定
- 各ターゲットの共感を得るコンセプトの立案
- ターゲット層の視聴行動に合わせた媒体選定（Instagram、TikTok、X、YouTube、LINE、検索広告、ジオターゲティング等）
- 詳細な実施スケジュール
- 関係機関との連携（関係機関の例：とくしまジョブステーション、公益社団法人徳島県シルバー人材センター連合会 など）
- KPI（クリック数、登録者数、サイト流入数等）の設定と効果測定手法

（２） 広告用コンテンツの作成

（１）で策定した戦略に基づき、デジタルネイティブ世代や特定のターゲットに刺さるクリエイティブを制作すること。

● **制作物の例：**

- SNS 向け短尺動画（15 秒～60 秒程度、リールやTikTok 用）
- バナー広告、カルーセル広告用画像
- UGC（ユーザー生成コンテンツ）風のインタビュー動画や体験談コンテンツ

（３） 広告運用・効果測定

（１）（２）に基づき、効率的な広告運用を行うこと。

- **運用手法：**リターゲティング広告、ジオターゲティング（大学や商業施設周辺等への配信）など、データに基づいた最適化を随時行うこと。
- **効果測定：**定期的に運用状況をモニタリングし、必要に応じてクリエイティブの改善や予算配分の調整を行うこと。

（４） 代替提案・追加提案

本業務の目的を達成するために、より効果的・効率的な手法（例：最新の SNS トレンドを活用した手法、新たなターゲットへのアプローチ等）がある場合は、代替提案または追加提案を行うこと。

6 成果品

成果物	内容	納品データ	納期・提出期日
① 広報実施計画書	広報戦略、コンセプト、KPI、スケジュール等	PDF、Excel データ等	契約締結後速やかに

② 広告用コンテンツ	動画、バナー、記事画像等一式	編集可能な元データ及び汎用形式(MP4, JPG 等)	配信開始までに順次
③ 完了報告書		PDF、Excel データ等	令和9年2月28日

7 業務進行予定及び体制等の策定

- (1) 契約期間内に計画的かつ効率的に進行できる体制を構築し、進行管理を行うこと。詳細については、事前に発注者と協議すること。
- (2) 発注者がスケジュールの進捗状況を随時確認可能な体制とし、窓口となる担当者を定めること。

8 業務全体に係る留意点

- (1) 業務の実施に当たっては、発注者と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合や、委託料の変更等については、速やかに発注者と協議して決定すること。
- (3) 業務の一部又は全部を、他の法人等に再委託することは原則禁止する。ただし、専門性等から一部を受注者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待できるときは、発注者と協議し、承認を得ること。
- (4) 成果品の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む。）については、成果物の納品をもって発注者に帰属するものとする。発注者（発注者が指定するものを含む。）は受注者に事前の連絡なく加工及び二次利用できるとする。ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受注者に留保するものとし、この場合発注者は権利留保物について独占的に使用できるものとする。
- (5) 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償し、当該紛争における一切を処理しなければならない。
- (6) 受注者は発注者に対し、成果物に関する著作者人格権を一切行使しないものとする。
- (7) 本業務終了後においても発注者が、その保有する広報媒体等を活用して公表等を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとする。同時に、著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。
- (8) 成果物については、発注者及び発注者から許諾を得た第三者の自由な使用を認め

る。

- (9) 本業務による成果物については、使用料、その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。
- (10) 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。